

別紙様式2-1 総括表

(仙台市提出用・関数ロック)

提出先 指導第二係

福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンホウジン モリノミヤコフクシジギョウダン		
法人名	一般社団法人 杜の都福祉事業団		
法人所在地	〒 989-2205 宮城県亘理郡山元町小平字館1-1		
フリガナ	モリ アキコ		
書類作成担当者	森 昭子		
連絡先	電話番号	022-257-0525/0223-23-0611	E-mail morinomiyako-fukusi@outlook.jp

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和6年度の加算の見込額	(a) 3,960,096 円	
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b) 887,232 円	
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c) 0 円	
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d) 3,960,096 円	←
③ 令和6年度の賃金改善の見込額 (②の額以上となること)	(e) 4,028,285 円	←

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b - c)	(f) 887,232 円	←
令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一率の引上げ)によるもの)	(g) 412,668 円	←
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(h) 492,929 円	←
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g + h)	(i) 905,597 円	←

【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + h の合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←	○
-------------------------------------	-----------------------------------	---	---

【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出することで算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間				令和 6 年 5 月 ~ 令和 7 年 4 月 (12 か月)	
②賃金改善を行う給与の種類		<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()			
③具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。 処遇改善については、基本給の昇給分及び処遇改善手当、一時金として支給する。金額については勤続年数、職務内容及び実績などを鑑みて決定するものとする。 福祉職員等ベースアップ支援加算の支給額は、毎月「ベースアップ」として支給する。なお、法人内においては月額6,000円とし、年度内に残額が発生した場合に一時金として支払うものとする。				
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 6 年 2 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)				
	④ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情	

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件 I (新加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【新加算 I ~ IV】

※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

① 令和6年度の新加算IV相当の見込額の1/2	1,118,060 円	← [] O
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	3,535,356 円	← [] O

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【新加算 I ~ IV】

※新加算 I ~ IVを算定するまで旧ペア加算又は新加算 V(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

①新規に算定する旧ペア加算等の見込額		93,772 円	← [] O
②旧ペア加算等による賃金改善の見込額 (i + ii の合計)		103,167 円	← [] O
介 福 護 社 職 員	i) 旧ペア加算等による賃金改善の見込額	20,547 円	← (100.00 %) ← [] O
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (総額)(括弧内は月額(2か月間算定とした場合))	20,547 円 (10,274 円)	← (100.00 %) ← [] O
そ 職 の 員 他 の	ii) 旧ペア加算等による賃金改善の見込額	82,620 円	← (100.00 %) ← [] O
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (総額)(括弧内は月額(2か月間算定とした場合))	82,620 円 (41,310 円)	← (100.00 %) ← [] O

(3)月額賃金改善要件 III (旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【旧ペア加算】

①新規に算定する旧ペア加算等の見込額		93,772 円	← [] O
②旧ペア加算等による賃金改善の見込額 (i + ii の合計)		103,167 円	← [] O
介 福 護 社 職 員	i) 旧ペア加算等による賃金改善の見込額	20,547 円	← (100.00 %) ← [] O
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (総額)(括弧内は月額(2か月間算定とした場合))	20,547 円 (10,274 円)	← (100.00 %) ← [] O
そ 職 の 員 他 の	ii) 旧ペア加算等による賃金改善の見込額	82,620 円	← (100.00 %) ← [] O
	うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (総額)(括弧内は月額(2か月間算定とした場合))	82,620 円 (41,310 円)	← (100.00 %) ← [] O

(4) キャリアパス要件 I・II

【新加算 I ~IV・V(1)~(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】 ⇒ キャリアパス要件 I と II の両方を満たすこと。

該当

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ← ○

イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

□

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ○

イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること
	②	事業計画に基づく個別の目標設定を行い、個々の目標管理を行う。目標達成のための研修の企画・実施。
ロ	①	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
	②	資格取得費用の助成など。情報提供を行う。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

□

(5) キャリアパス要件 III 【新加算 I ~III、V(1)~(3)~(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ○

イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

□

(6) キャリアパス要件IV 【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定I・II】

キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算I・IIの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)
新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)
新加算I・IIの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)

-
-
-
-

(7) キャリアパス要件V 【新加算I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定I】

キャリアパス要件V(配置等要件) ⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Iの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算Iの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)

(8) 職場環境等要件

【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定I・IIを算定する場合】

⇒届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行ふ。□ 計定

		□ 計定
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスナエツクヤ、健葉員ひための休憩至り設直寺健康官理対束の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションによる個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた職場環境や支援内容の改善 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

【見える化要件】【新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」での選択 <input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の25項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載
------------	---

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。 また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。
令和 6 年 4 月 5 日 法人名 一般社団法人 杜の都福祉事業団 代表者 職名 代表理事 氏名 森 忠洋